

# 「日常生活品費の料金設定に関する各都道府県の実態調査」の結果について

平成20年8月11日付、全老健20-211号にて実施した『「日常生活品費の料金設定に関する各都道府県の実態調査』全老健への情報提供のお願いについて（依頼）』の結果概要がまとまつたのでご報告する。

また、諸事繁忙の折、ご協力いただいた支部関係者各位に御礼申し上げる。

本調査については、当会に先がけ、全老健山口県支部より平成20年7月30日付「日常生活品費の料金設定に関する各都道府県の実態調査」への協力依頼が各都道府県支部あてに出された経緯がある。これは、各都道府県の情報収集、現状把握を目的として、山口県支部独自で実施したものであった。

日常生活品費については、平成12年3月30日の「老企第54号」通達以降、行政と各支部、各施設との間で、その料金設定や徴収についての解釈にたびたび見解の相違を生じ、都道府県で扱いが異なるという事態が生じていた。そこで、平成17年9月に老健局が発出したQ&Aでは、「日常生活品費等の料金設定には『原価積算』を要件とせず、説明とプロセスが踏まれていればよい」とするこ

とが明示され、この問題については一定の結論を得ることとなった。しかし、平成18年12月に当協会が支部を対象に実施した「日常生活品費等の料金設定に関する指導状況 追跡調査」によれば、実際の指導等で未だこれが徹底されておらず、日常生活品費がまったく徴収できないという県もあるという実態が明らかとなつた。

その後も当協会は、再三にわたり厚生労働省担当課と日常生活品費の設定や徴収について確認を行い、本誌に掲載したほか、利用者向けの説明パンフレット「介護老人保健施設 利用者負担のご案内」を発行するなどして日常生活品費に関する解釈の整理・周知に努めたが、未だに都道府県によって見解が異なるという事態は解消していない。そこで、この問題を解決するための基本情報とすべく、今回の山口県支部の調査と同じ内容の情報を当協会あてにもご提供いただくことを目的に、本調査を実施した次第である。

結果の概要是以下のとおりであるが、未だ複数の県で厚生労働省の見解とは異なる取り扱いをしていることがわかった。当会としては、今後もこの問題解決に向けて取り組んで行く所存である。

調査対象：全老健都道府県支部 (N=47)

結果概要：

1. 貴支部における日常生活品費の料金設定、および、徴収について伺います。
 

<input type="checkbox"/> 厚生労働省の見解のとおり <sup>(※1)</sup> 設定、徴収している	40件 (85.1%)
<input type="checkbox"/> 見解とは異なる指導や解釈がある	5件 (10.6%)

都道府県独自の見解により、設定、徴収している

1件 (2.1%)

徵収していない

1件 (2.1%)

(※1)：「施設側が決まった額を一方的に徴収するのではなく、サービス開始にあたり、利用者に対して『施設側で用意するタオルやシャンプーなど日用品の費用が、入所にあたって1日当たりいくらかかる』ということを利用者にご理解・同意していただいた上で徴収するのであれば、結果的に皆様から同じ金額を徴収することになったとしても、それは画一的な徴収には当たらない」

—厚生省老人保健課 真鍋介護報酬専門官と全老健山田医療経済委員長（どちらも当時）の対談より—  
(機関誌『老健』平成19年12月号より抜粋)

2. 設問1で「一部異なる指導や解釈がある」と回答された方にお伺いします。

その内容をお聞かせください。

<記述内容の抜粋>

- ・ 平成12年、県からの指導により日用品・教育娯楽費の積算根拠の提出を求められ、積算を提出した施設は算定可能となっているが、未提出の施設や平成12年以降に開設した施設は徴収を見合せている。
- ・ 県に確認したところ、(※1)の経過はよく承知している。しかし最近、県から国に照会したところ「例えば、複数の人で使うシャンプーの代金は日用品費として徴収できない」など厳しくなったとの印象があるとのことであった。
- ・ ①基本的には日用品・教養費は徴収しないように、②日用品持ち込みの者からは徴収しないように ③歯ブラシ等の実費を徴収するように、等、県または市の担当者でまちまちの指導・解釈が散見される。

3. 設問1で「都道府県独自の見解により、設定、徴収している」と回答された方にお伺いします。

その内容をお聞かせください。

<記述内容の抜粋>

- ・ すべての利用者に対して画一的に料金設定を行うこと（例えば、日用品費100円／日といった設定）は適切ではない。
- ・ いわゆる「その他の日常生活費」全般における、徴収可能な具体的品目を例示。
- ・ タオル等については、利用者が持ち込むことを認めた上で施設からの提供を希望した場合には徴収可とする。

4. その他：設問1で「厚生労働省の見解のとおり設定、徴収している」と回答した支部

<記述内容の抜粋>

- ・ (※1) を根拠に料金設定可となっている。
- ・ 県から算出根拠を求められたが「施設運営上の収支ベースで設定したものであり特になし」と回答したところ、料金設定は、施設と利用者間の契約（双方契約）であるということで設定可能としている。
- ・ 日用品費、教育娯楽費についてその内容、使い道、金額を記載するよう指導があった。
- ・ 市より、日用品費、教育娯楽費の徴収方法について書類提示を求められた。